

看護学生等奨学資金貸与規程

第1条 目的

看護師等の確保と育成、看護学生の学業援助、技術習得を目的とし、看護師、准看護師として業務に従事しようとする者で、看護師等育成施設に入学して就学する者に対し、奨学資金を貸与することにより、心臓血管センター金沢循環器病院における医療従事者の充実を図る。

第2条 申請・資格

看護学生等奨学資金対象者は、心臓血管センター金沢循環器病院に入職を予定する者で、看護師等養成学校への入学予定者であり、卒業後も心臓血管センター金沢循環器病院に勤務することを希望する者に限る。

奨学資金の貸与を受けようとする者は、別紙様式による申請書を病院長に提出し許可を受けなければならない。院長は、奨学資金貸与申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与を決定する。

第3条 契約の締結

奨学資金の貸与の決定を受けた者は、別紙奨学資金貸与に係る契約書を締結する。

第4条 貸与額及び期間

貸与額は入学金、授業料、実験実習費、施設整備費及び教科書等を含め月額及び期間を下記のとおりとする。

注) 全日(3年)はレギュラーコースのこと

学 年	通 信 (2年)	准 看 (2年)	看護大学 (4年)	専門学校 (3年)	専門学校 (4年)	全 日 (3年)
1 年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
2 年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
3 年	—	—	50,000	50,000	50,000	50,000
4 年	—	—	50,000	—	50,000	—

ただし、特別の事情により増額が必要と病院が認めた場合は、7万円を上限に病院長が許可することがある。

第5条 保証人

保証人は成人者2名とし、在学中の身元保証人で一定の職業を持ち、かつ独自の生計を営む者でなければならない。このうち1名は同居の親族以外の者とする。

第6条 届出

奨学資金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、ただちにその旨を病院長に届け出なければならない。

- 1) 本人及び保証人の氏名・住所に変更があったとき
- 2) 保証人が死亡したとき及び、独自の生計を営むことができなくなったとき
- 3) 休学、停学、留年及び退学となったとき
- 4) 学業成績証明書等の提出を求められたとき

第7条 貸与の中止及び取消

奨学資金の貸与を受けている者が、次の各号の一に該当したときは、奨学資金の貸与を中止または取り消すことがある。

- 1) 休学、停学、留年及び退学したとき
- 2) 死亡したとき
- 3) 奨学資金貸与の辞退を申し出たとき
- 4) 卒業の見込みがないと認められたとき
- 5) 当院に相応しくないと判断されたとき
- 6) その他、奨学資金の目的を達成することができなくなったとき

第8条 返還

奨学資金の貸与を受けている者が、前条の各号の一に該当したときは、貸与された奨学資金の全額を直ちに返還しなければならない。

卒業した当該年度に免許を取得できなかったときは、1年に限り返還を猶予することがある。

また、入職後に病院側の都合により退職する場合の返済については、解雇予告手当および退職金を返済の一部として充当することができる。

第9条 返還の免除

奨学資金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、奨学資金の返還を全部または一部免除する。

- 1) 資格取得後の在職期間が貸与を受けた期間に達したとき
- 2) 在職期間中に死亡したとき
- 3) 在職期間中に死亡または業務に起因する心身の障害のため退職したとき
- 4) 資格取得後の在職期間が奨学金を受けた期間に満たないで退職した者の返還は、次の基準によるものとする。

貸与総額 ÷ 奨学資金を受けた期間 × (奨学金を受けた期間 - 在職期間) = 返還額
なお、引き続き進学した者については、その就学期間は返還を猶予することができる。

第10条 延滞利息

正当な理由なく奨学資金を返済期日までに返済しなかったときは、返済期日の翌日から返済を完了した日までの日数に応じ、延滞金額につき5%の割合で計算した額を延滞利息として徴収することができる。

第11条 身分・待遇（短時間勤務）

本規程により奨学金の貸与を受けながら、当院に勤務する者の身分・待遇は次のとおりとする。

- 1) 身分は原則として正職員とする。
- 2) 本俸は正職員の75%とする。
- 3) 退職金算定において、就学期間は退職金算定期間には含めないものとする。

ただし、本条第2号について、本規程による奨学金の貸与を受けず、就学中に当院に勤務する者の本俸は正職員と同等とする。

第12条 勤務時間

就学生の勤務時間は短縮労働となるが、原則として正規就労者の概ね3/4以上の実働が必要である。

ただし、就学年数をもって勤務時間の調整をすることができ、この場合の年間実働時間は、概ね1,300時間とする。

(附則)

本規程は、平成24年4月1日から適用する。